

キャリアアップ助成金(正社員化)における「固定残業手当」の考え方

いずみ社労士事務所

転換日が2020年3月31日までの
計算方法

転換前(非正規社員)	
基本給	180,000円
固定残業手当	20,000円
固定的賃金	180,000円

計算に含めなくてよい

転換後(正社員)	
基本給	189,000円
固定残業手当	20,000円
固定的賃金	189,000円

計算に含めなくてよい

転換前後の比較 **5.00%** UP

固定残業手当を計算に含めなくてよいので、シンプルに基本給の比較で済んでいる。
→結果、要件である5.0%をギリギリ、クリアしている。

転換日が**2020年4月1日以降**の
計算方法

転換前(非正規社員)	
基本給	180,000円
固定残業手当	20,000円
固定的賃金	200,000円

計算に含める!
合計金額が変わる!

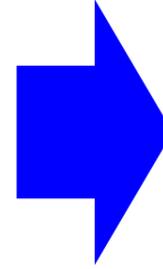
転換後(正社員)	
基本給	189,000円
固定残業手当	20,000円
固定的賃金	209,000円

計算に含める!
合計金額が変わる!

転換前後の比較 **4.50%** UP

固定残業手当を計算に含める必要があるため、要件の5.0%を下回る。
→助成金は不支給になる!!!

クリアさせたいなら……



転換前(非正規社員)	
基本給	180,000円
固定残業手当	20,000円
固定的賃金	200,000円

転換後(正社員)	
基本給	189,000円
固定残業手当	21,000円
固定的賃金	210,000円

ここも5%上げる必要あり

転換前後の比較 **5.00%** UP

こうしないと、5.0%をクリアできない!

※給与に固定残業手当を含まない従業員には関係ありません。
※従業員に固定残業手当を支給している場合は、これまで通りの計算方法だと不支給になる可能性があるという事です。